

第二編 川内町の誕生

第一章 川内町の沿革

一、川内、川上両村の合併

明治維新までは、川上、三内、滑川の各地区共に松山藩に所属、北方村、南方村、松瀬川村、洲之内村、河之内村は久米郡、吉久村、井内村は浮穴郡の内であったが、天保十一年の郡替によって、南方村、洲之内村（後則之内村と改む）河之内村は浮穴郡に郡替となった。

明治四年の廃藩置県により、幾多の変遷の後、明治六年愛媛県となり、明治十三年に至って浮穴郡は、上浮穴郡と下浮穴郡の二つに分れ、河之内村、井内村、則之内村、南方村、吉久村は下浮穴郡に、北方村、松瀬川村は久米郡の管轄に属することとなった。

以来合併分離をくりかえし、明治二十二年自治制の施行により同二十三年一月久米郡北方村、松瀬川村と下浮穴郡南方村、吉久村の四ヶ村が合併して久米郡川上村となり、

下浮穴郡河之内村、則之内村、井内村の三村は三内村となつて発足した。その後明治三十年四月郡制実施によって三内村、川上村は温泉郡に編入せられた。

以来三内、川上両村は隣接村として、人情、風俗、習慣を同うし、産業経済に密接なる關係を保ち、ある時代は、組合立小学校を設置するなど、自然的に親密の度を加え、大正時代より両村の合併説起り、有識者の中には調査研究を進め実現に努めんとした者もあったが、其機到らず実に三十年來の宿題となつていた。

たまたま昭和二十八年九月一日を以って「町村合併促進法」が公布せられ、同十月一日よりこれが実施せられるようになった。これは明治二十二年町村制の発布以来、六十年の期間を置いたものであつて、其の間に時代の進歩は實に目覚ましいものがあつた。即ち、交通にしろ、教育にしろ、政治産業文化等實に隔世の感があるのである。交通が盛んになれば、立派な自動車通行道路が必要になるし、木橋の

橋では間に合はぬようになる。小さな村で昔の儘の太平を夢みていることができぬようになったのである。

即ち町村が合併により組織、運営を合理的、且つ、能率的になし、住民の福利を増進するよう規模の適正化を図る目的にある事によって三内、川上両村に於ては県の勧誘及び促進法の示す処により、両村合併へのスタートを切ったのである。

二、三内村、川上村合併促進協議会

初めは両村共「合併世話人」なる者をとって先進地の視察研究等をしていたが、昭和二十九年二月二十一日に三内村役場に於て三内村、川上村合併研究委員会を開催した。

先ず「三内村、川上村合併促進協議会規約」を設け、協議事務所を、三内村大字則之内甲二、八〇〇番地、三内村役場に置くこととした。その協議会の規約第一条には、この協議会（以下「協議会」という。）は、三内村、川上村（以下「関係村」という。）合併促進協議会と称し関係村が町村合併促進法第五条の規定に基いて、「町村合併に必要な調査」、「新村建設計画の策定」その他合併に関する協議を行なうことを目的とし、会長及委員四一人をもって出発し、

この規約を昭和二十九年三月二十五日から施行することにした。

(1) 三内村、川上村合併促進協議会委員名簿

三内村		川上村	
会長	村長 大窪晴市	村長	樋口光春
助役	日野恒好	助役	樋口国恵
収入役	佐伯好見	収入役	渡部武久
議長	田井一十郎	議長	大西時久
副議長	近藤朝見	副議長	田中正一
議員	富久卓実	議員	名越明香
議員	宇和川恒行	議員	永井為藏
議員	曾我部音蔵	議員	渡部数一
議員	東仙太郎	議員	大西梅吉
議員	佐伯武久	議員	今井春長
農協理事	北条胤美	農協長	渡部鹿太郎
農協組合	佐々木喜十郎	農協組合	田井敏光
森林組長	近藤義清	森林組長	橋本平太郎
農業委員長	高岡繁市	農業委員長	橋本平太郎
消防団長	高須賀義則	消防団長	佐伯伊達留
青年団長	近藤たづえ	青年団長	菅野斗清
教育長	近藤仙	教育長	池川八重子
婦人会長	近藤嘉代	婦人会長	菊沢ヨシエ
学識経験者	近藤金四郎	学識経験者	三津山保太郎
職員代表	菅野寿明	職員代表	田中正計
二十一	名	二十一	名

(上記委員の外に昭和三十年二月十五日をもって両村とも村会議員、部落總代(区長)代表、学識経験者等多数を委員に依頼し大同団結、合併へ拍車をかけた。)

愈々合併すると云う事になれば、新町村建設計画の前提となるべき両村の希望条件を調整して、「合併後の新関係がどうあるべきか」の構想を練り、新村百年の大計を樹てる基礎資料とするために、左の通り協議会を開催した。

(2) 村の合併に関する協議会協議事項

- 一、合併の形式(新設対等合併)
- 二、新町村名(懸賞公募、言い易く、書き易い斬新なもの)
- 三、役場の位置(委員会付託)
- 四、財産營造物の処分(基本財産後廻し、行政財産持寄、処分は新村で)
- 五、議会議員の任期と定数(委員会付託)
- 六、一般職の職員的身分について(委員会付託)
- 七、町村税の賦課率について(低きにつく)
- 八、国民健康保険の取扱について(現在ものを推しすすめる)
 - 1、被保険者の資格に関する事項
 - 2、保険給付に関する事項
 - 3、国保保険税、一部負担金に関する事項(六割給付)
 - 4、財産及び營造物について(直営診療所とする)
 - 5、その他

九、部落連絡員設置について(後廻し)

十、自治功労者の取扱(委員会付託)

十一、関係町村で構成する一部事務組合の処置(火葬場等)

十二、農協組合、その他公共団体の取扱について(新村で)

十三、農業委員会区域をどうするか(当分現在のまゝ)

十四、合併実施の時期(九月県議会提出目標)

十五、新町村建設計画に定めなければならぬ事項

1、新村名、懸賞募集

2、

〃

一六、その他

新町村建設計画は、新町村恒久の計の基礎をなすものであるから、その策定に当っては、清新な構想をもって臨むと共に、あくまでも実現可能な健全なものとする事、及び新町村誕生を機として、強化された行財政力を活用して諸施設を整備統合して、経費の効率的運用と行政の能率化をはかる事を第一とし、新町村建設計画を確定する事の困難な場合は、大綱的な暫定計画を建てて、合併後に実現する如く、特に新町村建設計画に要する経費の財源としては、地方債によらねばならぬ事となるであらう。

一、新町村建設基本方針

- 二、町村役場支所統合整備に関する事項
- 三、小学校、中学校その他教育文化施設の整備統合に関する事項
- 四、消防施設の統合整備に関する事項
- 五、病院診療所その他衛生施設の整備に関する事項
- 六、授産施設、保育所その他厚生施設整備に関する事項
- 七、道路橋梁その他土木施設整備に関する事項
- 八、水道事業、自動車運送業その他公営企業に関する事項
- 九、基本財産造成に関する事項
- 十、右の外合併の目的を実現するための必要な合併町村の永久の利益となるべき建設事業
- 二、財政計画
- 三、その他

三、三内村、川上村合併促進協議会専門委員会

また別に三内村、川上村合併促進協議会専門委員会事務分掌規程を設けて総務部、財務部、教育部、社会部、土木部の専門委員会を置き委員附託として研究させた。

総 務 部

- 一、新町村名に関する事項
- 二、役場の位置等に関する事項
- 三、議会の議員の任期と定数に関する事項
- 四、一般職の職員の身分に関する事項
- 五、部落連絡員設置に関する事項

- 六、自治功労者等の表彰に関する事項
 - 七、関係町村で構成する一部事務組合に関する事項
 - 八、新村建設計画に関する事項
 - 九、啓蒙報道に関する事項
 - 十、その他、他の部に属しない事項
- #### 財 務 部

- 一、歳入歳出に関する事項
- 二、財産に関する事項
- 三、公営企業等に関する事項
- 四、その他、財務に関する事項

教 育 部

- 一、小学校に関する事項
- 二、中学校に関する事項
- 三、諸学校及び諸学級に関する事項
- 四、公民館活動等に関する事項
- 五、青年団に関する事項
- 六、婦人会に関する事項
- 七、社会教育に関する事項
- 八、その他、教育に関する事項

社 会 部

- 一、国民健康保険事業に関する事項
- 二、病院診療所等に関する事項
- 三、授産施設保育所に関する事項

- 四、公営住宅に関する事項
- 五、隔離病舎に関する事項
- 六、火葬場に関する事項
- 七、その他衛生及び厚生施設に関する事項

土木部

- 一、一般土木に関する事項
- 二、農業土木に関する事項
- 三、林業土木に関する事項
- 四、災害復旧に関する事項
- 五、部落電話に関する事項
- 六、農業に関する事項
- 七、林業に関する事項
- 八、その他土木及び勸業に関する事項

この規定は昭和二十九年四月八日より施行する。

「専門委員」は最初の委員四一名の中から取った。

かくて昭和二十九年三月に合併促進協議会の設立ができ規約の制定、村議会の議決、県知事の認可等も完了して出発したもの最も難点となったことは、明治二十二年町村制実施以来六〇年の旧村意識の脱却の出来ぬ事と「新村役場位置問題」及び「中学校統合及び校舎建築位置問題」等であった。

川上、三内二村合併問題も「東温六ヶ村合併問題の」抬頭する等の事もあり議論百出容易に決定するに至らず、其間合併協議会事務局は資料の提出啓蒙運動等に努力を致し昭和二十九年九月県議会上程を目標に促進協議会及び各部専門委員会を開催して研究を進め、一方広報活動、或は部落別懇談会等を開催して、前進の態度を弛めず合併へ邁進した。

四、三内村、川上村合併促進協議会経過

第一回促進協議会 昭和二十九年四月七日三内中学校にて開催した。

第二回 四月十五日川上村役場にて開催した。

(1) 協議事項

1、役場の位置 基本線は新国道沿い農地を潰さない適地とする。

2、議会議員の任期定数 自治法第九十一条第一項による方法で、旧村単位に選挙区を設け、両村同等数選出。定数二十六名

3、新村は「村」に決定

4、国民健康保険の取扱 現在三内村の行っている部分については継続し、川上村は早急に開始、三内村の線に沿うべく進めることに決定した。

第三回協議会 五月二十一日三内村役場にて開催した。

温泉地方事務所中村総務課長、森主事、門田主事来会。

協議事項

1、両村長より部落懇談会の模様の説明あり、両村共合併に異存はないが、よく調査研究して合併を進めるよう要望があった。

2、新村建設要項案について討議した。

役場の位置問題調整出来ず次回持越散会した。

第四回協議会 七月二十八日川上村天理教会にて開催。

協議事項

役場の位置纏らず総務委員、正副委員長、理事者に協議を付託し協議する。決論が出ないので総務委員、正副委員長会を開き協議する事となり、九月県議会提出を再確認する。

第五回協議会 八月三日三内村役場にて開催した。

問題は役場位置、他に適地を探がす。

第六回協議会 九月七日川上村役場にて開催した。

温泉地方事務所長、総務課長、門田主事来会。

協議事項

1、第五回促進協議会で総務委員会付託の役場位置の調査を委員長より報告あり協議の結果、川上村市場、坂本氏宅を購入することに決定した。

2、中学校統合方針

一村一中学校とし、昭和三十年度松瀬川中学校、昭和三十一年度川上中学校をそれぞれ三内中学校に統合することに決定した。

3、教育委員会委員の任期と定数

町村合併促進法第九条の二第一項の規定により新定員四人、任期は新村成立の日から満一ケ年とすることに決定した。

4、次の事項は再確認がされた。

(イ) 基本財産の処分

(ロ) 職員的身分保証

(ハ) 国民健康保険事業の取扱

(ニ) 部落連絡員設置方法

(ホ) 一部事務組合に関する事項

5、合併実施の期日

八月県議会に提出、実施を十一月三日の目標で進むことに申合せた。

6、協議事項及び新村建設計画

協議事項及び新村建設計画の協議がなされ、この計画により、部落懇談会を早急に開き、村民各位の納得を得ることを申合せ散会した。

(2) 部落懇談会

第六回促進協議会において決定された。新村建設計画要綱に基づき次の通り部落懇談会を実施した。

三内村の分

九月八日	午後八時	西谷小学校
〃 十日	〃	土谷小学校
〃 十一日	〃	金毘羅寺
〃 十二日	〃	三内村役場

〃 十六日 〃 蔵元公会堂

川上村の分

九月八日 午後八時

松瀬川校

〃 八日 〃

横灘会堂

〃 九日 〃

川上村役場

〃 九日 〃

川上小学校

〃 十日 〃

北方会堂

〃 十日 〃

渡部鶴一宅

〃 十一日 〃

長 泉 寺

第七回協議会 十月一日川上村役場にて開催した。

第八回協議会 昭和三十年二月十九日川上村役場にて開催した。

第九回協議会 昭和三十年三月十三日川上村役場にて開催した。

五、村 名 決 定

(1) 村合併弘報「新川内村誕生す」

昨年春三内村、川上村の合併促進協議会が生れて以来一年余、慎重審議を重ね、その間幾多の迂余曲折があり、村民各位にも何回となく相談して参りましたが、遂に実をむすび三月二十日合併促進協議会及び両村、村会に於いて三内、川上の両村合併決議が成立いたしました。そのうち重なる事項をお知らせしますと

記

一、新村の名称 「川内村」と呼称する。

一、新村実施期日 昭和三十年四月二十五日

一、新村役場 現川上村大字南方二八八番地へ新築する。新庁舎の完成するまで現川上村役場を使用し、現三内村役場に出張所を置く。

一、学校の整備 小学校、中学校共に当分の間現状の通りとする。但し中学校は統合の方針をもって五ヶ年以内に現三内中学より新庁舎附近の間に建設する。

一、村議会の編成 第一回の選挙に限り、旧三内村、旧川上村の地区別に選挙区を設定して各々十三人（合計二十六人）宛の議員を選出する。

一、村長と議員の選挙 新村発足後なるべく早く、（期日未定、法定期間五十日以内）村長及び村議会議員の選挙を執行する。

新村発足事項は順次決定次第お知らせいたしますが、大体右のような方法をもって、来る四月二十五日吾が

「川内村」は輝やかしい発足をいたします。新村の行手には幾多の苦難と歓喜があると思いますが、お互にしつかりと手を執りあって一致協力、この苦難を開拓し大きな希望を現実にするよう努力致しましょう。

昭和三十年三月二十五日

三内村 長	大窪晴市
川上村 長	樋口光春
三内村議会議長	田井一十郎
川上村議会議長	大西時久

(2) 村名募集当選決定

かねて募集中であった新村名応募者三四三名の多数にのぼり、其新村名合計一四五種の多きに達したのであったが、詮衡の結果、新村名「川内」と決定、昭和三十年三月十九日の促進委員会に於て発表した。その理由として、

合併村の旧村名川上村の「川」と、三内村の「内」を執り、且つ重信川本流横河以東の川の内に在る地勢上より見たる観点から、「川内」と云う名称を呼称することとした。

当選者三五名に賞金一万円を等分に贈呈した。

(3) 温総第二九〇号

昭和三十年三月三十日

温泉地方事務所長

三内村 長
川上村 長 殿

村の廃置分合について

温泉郡三内村、及び川上村にかかる標記については、別紙告示のとおり処分されたから御了知願いたい。

愛媛県告示第二〇八号

温泉郡三内村及び川上村を廃しその区域をもって川内村を設置し昭和三十年四月二十五日から施行する。

昭和三十年三月二十二日

愛媛県知事 久松定武 印

六、新村建設計画

項 目	新 村 建 設 計 画
一、新村名	一、川内村 ^{かわうち}
(1) 関係村	(1) (三内村、川上村)
(2) 合併の形式	(2) 新設合併(対等無条件合併)

二、新町村建設の基本方針		三、役場に関する事項	(1) 役場の位置 (2) 役場の建築 (3) 支所の位置 (4) 旧庁舎転用の方針	四、教育施設その他文化施設の統合整備	(1) 小学校 (2) 小学校学区 (3) 中学校の位置 (4) 中学校校舎の増改新築の方針
二、新村は農業を中心として各種産業の進展と交通文化の発達をはかり、住民の福祉を恒久的に向上せしめ、明るい平和郷を建設する。このため古来よりの経験を土台として、清新なる村政の運営により役場、学校等あらゆる行政施設を統合整備して教育を振興し、国道の改修を促進し、農道林道を改修して山林資源の活用をはかり、産業施設を拡充整備する。	三、 (1) 新村の役場は現川内村大字南方二八八番地に置く。 (2) 昭和三十年度において新築する。 (3) 支所は置かない。 (4) 旧村役場は公会堂、事務所等、公共施設に利用する。	四、 (1) 当分の間現状の通りとする。 (2) 当分の間現状の通りとする。 (3) 新村一中学校を目標として、統合する方針に基き整備する。 (4) 中学校建築統合は、昭和三十五年までに新庁舎附近より三内中学校に至る間に建			

(5) 中学校の学区	(6) 小、中学校校舎転用	(7) 其の他学校の統合整備に関する事項	(8) 公民館の統合整備事項	(9) 幼稚園の統合整備	(10) 教育委員会の統合整備	五、消防施設に関する事項	六、診療所、診療所、衛生施設、病舎、衛生施設、診療所の統合整備
築するものとする。三内中学校は、昭和三十年度に於て増築するものとする。 (5) 中学校の実情に即して整備する。	(6) 整備による廃止校舎は新校舎又は公民館等に移築転用する。	(7) 現三内家政女学校は拡充整備する。 定時制東温高等学校は、全日制を目標として拡充整備する。	(8) 財源の見込つき次第村中央公民館を建築し各部落公民館を支部として活用する。	(9) 現川上幼稚園を維持する。	(10) 町村合併促進法改正法律第九条の二により、委員を選出、選挙による委員八人が互選により、四名を決定し、議会議長は、新議会から一名選出する。	五、消防団は統合し、本部を新村役場に置き、分団は現状の編成による。	(1) 国民健康保険を実施し、直営診療所を維持経営する。 (2) 現東温六ヶ村、伝染病隔離病舎を充用する。

(3) 火葬場其の他衛生施設の整備	(3) 現「川上北吉井共立衛生組合経営火葬場」を充用する。新設役場附近に公衆便所を設置する。
七、保育所其の他厚生施設の整備 (1) 保育所の統合 (2) 公園公営住宅運動場其の他厚生施設の整備	七、 (1) 保育所を新村へ設置するまで現川上保育園を活用する。 (2) 次の厚生施設を設置する。 イ、公営住宅を設置する。 ロ、天神山、白猪滝等の公園化をはかる。 ハ、衛生班を常設し公衆衛生の昂揚に努める。
八、道路、橋その他の土木施設の整備事項 (1) 道路の整備	(1) 村財政を考慮し必要度の順により逐次整備する。 イ、国道、十一号線の改修。 ロ、県道、弘形、横河原停車場線の改修。 ハ、県道、松山杣川線の整備。 ニ、村道、緊急度に応じ逐次整備する。 ホ、林道、緊急度に応じ逐次整備する。 ヘ、農道、緊急度に応じ逐次整備する。
(2) 橋の整備 (3) 河川、土木事業 (4) 治山、治水の整備事項	(2) 法界門橋改修促進。 (3) 村内各河川共、災害復旧未着箇所を整備する。 (4) 村内各地に崩壊地多く県営国営の砂防工事に努める。

九、公営企業に關する事項 (1) 水道事業 (2) 其の他の公営事業	(1) 必要なる地区に簡易水道を新設する。 (2) 公営質屋を開設する。
一〇、産業開発に關する事項 (1) 農業開発事項 (2) 畜産開発事項 (3) 林業開発に關する事項	(1) 農業開発研究機関を設置し、指導機関を統合し増産態勢を整備する。 (2) 畜産指導人事を強化し生産、酪農、其の他家畜の拡充に努める。家畜市場を開設する。 (3) 林野庁の指定する林業経営モデル村の認定を受けて、経営並に技術指導をうけ、山林利用を高度化し山林資源の開発につとめる。造林事業拡充に重点を置き、植林造成に努める。
一一、基本財産の造成に關する事項 (1) 基本財産造成に關する事項	(1) 村合併によって統合したる基本財産、村有林に対して、施業案を編成し森林資源を保護育成する。 村と造林組合の、「造林分収歩合」を調整し、夫々の分野を明確にし、財政計画の基本を整備する。新村地内にある国有林、官県行造林の払下げを受けて、村基本財産の造成をはかる。

一、二、他に合併 村の永久の利 益となる建設 事業	(1) 生活改善	(2) 耕地に關する事項	(3) 交通整備に關する事項	(4) 其の他建設事業
	(1) 新村樹立と共に旧來の悪習慣を排除し生活改善を奨励する。	(2) 表川本流及び支流の災害により流失したる耕地を復旧する。農地法に基く新開墾地の適不適を再検討し、適せざるは廢し、適するは拡充する。	(3) 伊豫鐵道線を新村中央まで延長誘致する。松山、新居浜間の國營バスを誘致する。交通開發の基幹として國道十一号線の早期改修を促進する。	(4) 村内電話を整備する。村内放送設備を整備する。
一三、其の他 (1) 青年団統合 (2) 婦人会の統合 (3) 農協組合等の統合事項 (4) 農業委員會の統合	(1) 統合整備するよう指導する。	(2) 統合整備するよう指導する。	(3) 統合整備するよう指導する。	(4) 当分の間旧村の農業委員會を地区農業委員會とする。

昭和三十年年度及び爾後五箇年度の財政計画						
(一) 歳入		(単位千円)				
科目	年度	昭和 三年度	三年度	三年度	三年度	三年度
1 町(村) 税		二一、四五九	二一、四五九	二一、四五九	二一、四五九	二一、四五九
2 地方財政平衡交付金		六、八〇〇	六、八〇〇	六、八〇〇	六、八〇〇	六、八〇〇
3 分担金及負担金		四五四	四五四	四五四	四五四	四五四
4 公営企業及び財産収入		一四、五五六	九、一〇三	七、八三六	七、五五五	六、八八七
5 夫役及び現品使用料及び手数料		一九九	一九九	一九九	一九九	一九九
7 国庫支出金		二、〇六一	三、四六六	四、四四二	二、一八一	三、六六八
8 県支出金		五二六	五二六	五二六	五二六	五二六
9 寄附金		一、〇〇〇	二、八〇〇	二、八〇〇	七、七〇〇	二、八〇〇
10 繰入金						七、七〇〇
11 繰越金						
12 雑収入		二二七	二二七	二二七	二二七	二二七
13 町(村) 債		五、〇〇〇	二、八〇〇	九、二〇〇	二、六〇〇	〇
歳入計		四二、三三七	三七、八三三	四四、〇〇九	四八、八六六	三七、〇六八

(二) 歳 出

科目	年度				
	昭和 三年度	三年度	三年度	三年度	三年度
1 議 会 費	八三	八二	八二	八二	八二
2 役 場 費	一八、六一九	六、〇六九	六、〇六九	六、〇六九	八、〇六九
3 警察消防費	六二五	六二五	六二五	六二五	六二五
4 土 木 費	四、六九一	四、八九一	三、七九一	六、八九一	四、三九一
5 教 育 費	一〇、四九一	二、〇九一	一七、二二七	七、一九一	七、一九一
6 社会及び労働 施設費	七五五	七五五	三、七五五	三、七五五	二、三五一
7 保健衛生費	三三五	二三五	三三五	三三五	四、三九五
8 産業経済費	一、七〇一	七、一〇一	六、一〇一	一七、一〇一	四、七〇一
9 財 産 費	七六	七六	七六	七六	七六
10 統計調査費	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇
11 選挙 費	三二七	三二七	三二七	三二七	三二七
12 公 債 費	四六八	七六四	一、三六二	二、一一七	二、六九三
13 諸支出金	二、七五八	二、七五八	二、七五八	二、七五八	二、七五八
14 予 備 費	七五〇	七五〇	七五〇	七五〇	七五〇
歳 出 計	四二、三二七	三七、八七三	四四、〇七五	五八、八二六	三七、〇五八

経 費 別 内 訳

(三) 歳 出

区分	年度				
	昭和 三年度	三年度	三年度	三年度	三年度
消費的経費	一九、七〇九	一九、七〇九	二五、四四五	一九、七〇九	一九、七〇五
人件費	七、二一七	七、二一七	七、二一七	七、二一七	七、二一七
物件費	七、〇六八	七、一八五	七、〇〇〇	七、〇〇五	七、二四〇
その他	五、三三四	五、四〇七	一〇、九八八	五、五八七	五、三四〇
投資的経費	二〇、一一八	一五、六四四	一六、一六二	三六、六二六	一四、八五三
補助事業	三、三〇〇	六、〇〇〇	六、〇〇〇	二八、五〇〇	六、五〇〇
単独事業	一六、三三〇	八、九〇〇	八、九〇〇	六、〇〇〇	五、六六〇
公債費	四六八	七六四	一、三六二	二、一一七	二、六九三
その他	二、五〇〇	二、五〇〇	二、五〇〇	二、五〇〇	二、五〇〇
計	四二、三二七	三七、八七三	四四、〇七五	五八、八二六	三七、〇五八

起債事業別内訳

内 訳	昭和 30年度	〃 31年度	〃 32年度	〃 33年度	〃 34年度	〃 35年度
1. 教 育 債	—	—	5,000	—	—	5,000
2. 役 場 費	4,000	—	—	—	—	4,000
3. 保 健 衛 生 費	—	—	—	—	1,500	1,500
4. 普 通 土 木 債	1,000	1,000	600	3,000	—	5,600
5. 農 業 土 木 債	—	—	300	—	1,000	1,300
6. 農 業 経 済 債	—	—	1,300	7,600	900	9,800
7. 社 会 及 び 勞 働 施 設 費	—	1,800	2,000	1,000	600	5,400
8. 災 害 復 旧 費	—	—	—	—	—	—
9. 公 共 全 業 債	—	—	—	—	—	—
計	5,000	2,800	9,200	11,600	4,000	32,600

起債償還計画表

合 計	昭和 三四年度	昭和 三三年度	昭和 三二年度	昭和 三一年度	昭和 三〇年度	昭和 二九年度	昭和 二八年度	昭和 二七年度	昭和 二六年度	起債年度 償還年度
468	—	—	—	—	325	—	6	32	111	昭和30年
767	—	—	—	189	325	—	6	64	180	31
1,367	—	—	598	189	325	—	5	64	180	32
2,117	—	754	598	189	325	—	5	64	182	33
2,693	260	754	598	189	644	—	5	63	180	34
2,868	260	754	598	361	644	—	5	67	179	35
3,455	260	154	1,188	361	644	—	5	64	179	36
4,186	260	1,490	1,185	361	643	—	—	63	179	37
4,438	514	1,494	1,181	360	643	—	—	66	180	38
4,446	515	1,494	1,186	360	644	—	—	66	181	39
4,430	512	1,494	1,180	360	640	—	—	63	181	40
4,408	517	1,495	1,186	359	645	—	—	65	141	41
4,187	512	1,491	1,181	359	644	—	—	—	—	42
4,185	518	1,489	1,180	359	639	—	—	—	—	43
3,554	514	1,496	1,185	359	—	—	—	—	—	44
3,188	517	1,499	1,181	—	—	—	—	—	—	45
3,188	517	1,499	1,181	—	—	—	—	—	—	46
2,001	512	1,489	—	—	—	—	—	—	—	47
516	516	—	—	—	—	—	—	—	—	48
五七、四五七	六、九〇一	一九、四三三	一五、四〇九	四、七二二	八、三三三	一	七	七四一	二、〇五五	合 計

(単位千円)

昭和三五年度は、前年度までに財政事情その他の関係により未完成事業となっていたものの促進に努力する。

[illegible]

七、新村「川内村」の現況（昭和三十年三月調査）

区別	人口		方秆当人口	戸数	連担戸数	状況 全戸数に 対する割合	人口増加率	区域			業態		割合 の業態
	現 在	官報 公示						面 積	東 西 北	都 市 的 業 態	商工業		
												計	
川内村	二、一八二人	二、四三三人	二七人	二、〇九八戸	四七六戸	三%	△二・八%	九五、七五平方秆	八・二秆	一〇・三秆	六九人	一	八、五九四人 二、〇三三人 一〇、四七七人
(旧)三内村	四、三四人	四、元七人	七〇人	七三三戸	八二五戸	一	△一%	六・三〇平方秆	六・二秆	七・四秆	二七人	一	三、五九九人 四三三人 四、〇七二人
(旧)川上村	六、九三三人	七、二六六人	二〇〇人	一、三六六戸	一、七五五戸	三六%	△三・五%	三四、五五平方秆	五・二秆	四・四秆	四九七人	一	四、七九五人 一、六〇〇人 六、四〇五人

前年度予算総額	市町		府県		国税		公営		文化		中学校	官公署			
	納税額	一人当	納税額	一人当	納税額	一人当	瓦電上	公	施	校		松山	松山	松山	松山
七五、三六四、四四一元	一、九六九円	九八六円	二、三四、〇〇〇円	三七七円	四、四八九、〇六六円	七〇三円	ス	水	公	大	中	所	所	所	所
五二、一〇四、〇〇〇円	四、一八四、〇〇〇円	六、七八三、八三三円	三、五五、〇〇〇円	七九円	五、八七、〇〇〇円	一三八円				学	学	所	所	所	所
三、二六〇、四四一元	九八三円		一、九八九、〇〇〇円	二八八円	三、九八三、〇六六円	五六四円				校	校	所	所	所	所

村名	地目	
	田	畑
三内村	三七七四	二、〇七六
川上村	四、七三三	一、三六六
計	八、五〇六	三、四四二
	山林	宅地
	三、四〇七	二七六
	二四、八八八	四〇三
	五五、二六五	六七九
	その他	計
	三、四八三	六、一〇〇
	三、三三三	三四、五五〇
	二五、七六六	九五、七七〇

[illegible]

ラジオ聴取戸数			
	普通局	特定無集配局	特定集配局
一、二五戸	— — —		
四三戸	— — —		
六〇戸	— — —		

三、戸 口
(イ) 戸 数 (昭和三十年三月一日調)

業態別	商業	工業	農業	水産業	林業	その他	計
村名	三内村	三	六四八		六	一五	七三
川上村	一〇六	八七五		二	三四	一、三六	
計	一七		一、五三	八九	三四九	二、〇九八	

(ロ) 総人口及び有権者数

村名	区分		人口		有権者数	
	男	女	計	男	女	計
三内村	二、〇六五	二、二九八	四、二四四	一、二四	一、二四	二、四八
川上村	三、七二	三、五三	六、九〇三	一、八〇	一、九〇	三、八〇
計	五、四八六	五、七二〇	一一、二〇六	二、三四	三、七四	六、〇八

四、財産に関する調
(イ) 土地及び建物

村名	基本財産			貸付金 その他	行政財産		
	土地	建物	山林	一戸当	土地	建物	一戸当
三内村	面積一〇五反	価額四、六八〇千円	坪当一価額	六元四角	面積一二〇二九	坪当二、五〇〇千円	三七、五〇〇千円
川上村	面積一〇五反	価額四、六八〇千円	坪当一価額	三元七角	面積三〇、八二三	坪当二、五六一千円	三八、四一五千円
計	面積二一〇反	価額九、三六〇千円	坪当一価額	一、〇六七元五角	面積四二、九六二	坪当五、〇六一千円	七五、九一五千円

(ロ) 負債に関する調

村名	町村費支弁の分			特定財源ある分	転貸分
	災害復旧費	教育費	保険整備費	計	一戸当
三内村	千円三〇〇〇	千円〇	千円二	千円三	四、二六三
川上村	千円八〇〇	千円八〇〇	千円〇	千円一、二九	一、二、〇六六
計	千円一、一〇〇	千円八〇〇	千円二	千円一、二九	一、六、三三六

五、決算額調（昭和二八年度）

(イ) 歳入

科目	村名	三内村	川上村	合 計
一、村 税		四、三七九、九六九	七、〇九八、三三一	一一、四七八、二六〇
二、地方交付税		三、四七三、〇〇〇	四、一七九、〇〇〇	七、六五二、〇〇〇
三、公営企業財産収入		四、四二九、九六六	二、一五五、八八六	六、五八五、八五二
四、分担金及負担金			八八四、九六〇	八八四、九六〇
五、使用料及手数料		一六八、〇四〇	一三三、二二〇	三〇一、二六〇
六、国庫支出金		六、五六二、二八八	一、八六二、七八〇	八、四二五、〇六八
七、県 支出金		一六六、八五〇	三三一、九三六	四九八、七八六
八、寄 付 金		二、〇七〇、一七八		二、〇七〇、一七八
九、繰 入 金			一、七七八、二五五	一、七七八、二五五
一〇、繰 越 金		二、七九〇、四一六	一、八六五、三七三	四、六五五、七八九
二、雑 収 入		四五九、四五四	五六一、七四二	一、〇二一、一九六
歳入合計		六四、五〇〇、一二三	二〇、八四〇、四九三	八五、三四〇、六一六

(ロ) 歳出

科目	村名	三内村	川上村	合 計
一、会 議 費		五八七、八五六	七三九、九五八	一、三二七、八一四
二、役 場 費		三、一七九、五七四	三、六七二、六二五	六、八五二、一九七
三、消 防 費		七五九、〇九八	一九三、六三四	九五二、七三二
四、土 木 費		九、三七三、二二一	六、二六四、一九六	一五、六三七、四一七
五、教 育 費		五、二五三、六八八	四九一、三、四九二	一〇、一六七、一一〇
六、社会及労働施設費		三、二五八、二八八	五六三、三一五	三、八二一、六〇三
七、保 健 衛 生 費		二、一八〇、〇〇〇	三九六、〇〇〇	六、一七六、〇〇〇

六、予算額調（昭和二九年度、昭和三十年三月一日現在）

(イ) 歳入

八、産業経済費	一、〇〇九、九六八	八七八、〇〇四	一、八八七、九七二
九、財産費	二五、六五、二八	四三、七二一	二六、〇九七、八四九
一〇、統計調査費	一、八〇〇		一、八〇〇
二、選挙費	一、三三七八	二〇四、四五九	三、八八、一九七
三、公 債 費	一九五〇〇	一四二、八九五	一、五七二、八二〇
三、諸 支 出 金	九八、〇七五	五九一、七四五	六九、四七六、九八
歳出合計	五〇、四四、六五四	一八、九三、〇四四	六九、四七六、九八

科目	村名	三内村	川上村	合 計
一、村 税		三、六九、五〇〇	七、四九、二五五	一一、〇八七、七五五
二、平衡交付金		三、一〇〇、〇〇〇	三、四〇、〇〇〇	六、五〇〇、〇〇〇
三、財産収入		二〇〇	三四六〇〇	三四八〇〇
四、使用料手数料		一四八、三〇〇	八〇、〇〇〇	二三八、三〇〇
五、国庫支出金		一、四〇九、〇〇〇	一、一三三、六〇〇	二、五四二、六〇〇
六、県 支出金		一、九〇、〇〇〇	三五、七七〇	五二五、七七〇
七、寄 付 金		五七、九三三	一〇、〇〇〇	五四七、九三三
八、繰 越 金		一、〇〇〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一、〇一〇、〇〇〇
九、雑 収 入		一、九一、〇〇〇	二六、一〇〇〇	四五三、〇〇〇
一〇、繰 入 金		一、〇〇〇		一、〇〇〇
二、繰 越 金		三、八五三、〇〇〇	三、八五三、〇〇〇	七、七〇六、〇〇〇
三、分 担 金		一四、一〇〇、〇〇〇	一三、二七、八〇五	二七、三七、八〇五
歳入合計		一四、一〇〇、〇〇〇	一三、二七、八〇五	二七、三七、八〇五

科目	村名	三内村	川上村	合計
一、会議費	五七〇、六〇〇	六九〇、三〇〇	一、二六〇、九〇〇	
二、役場費	四、〇〇九、四五三	四、〇二一、九〇〇	八、〇八一、三五〇	
三、消防費	一、〇三七、八四〇	二、〇〇一、〇〇〇	一、二三八、八四〇	
四、土木費	一、八五五、八九三	三、〇〇一、五〇〇	二、一五七、三九三	
五、教育費	四、〇〇〇、八九九	四、〇七五、三五五	八、〇七六、二五四	
六、社会及び労働施設費	一五三、二〇〇	六三四、〇〇〇	七八七、二〇〇	
七、保健衛生費	一一一、四八〇	四三三、九〇〇	五五五、三八〇	
八、産業經濟費	八四一、七〇〇	九三五、八〇〇	一、七六七、五〇〇	
九、財産費	四〇八、〇〇〇	四〇八、〇〇〇	四〇八、〇〇〇	
一〇、統計調査費	四六〇〇	四〇、〇〇〇	四四六、〇〇〇	
一一、選挙費	三三、三六〇	二九〇、一〇〇	三三三、四六〇	
一二、諸支出費	一、三三五、三〇〇	七三二、〇〇〇	一、九六七、三〇〇	
一三、公債費	一九、五〇〇	一〇四、〇〇〇	一二三、五〇〇	
一四、予備費	一七六、二五七	三〇〇、〇〇〇	四七六、二五七	
歳、出合計	二四、一一〇、〇〇〇	一三、一二七、八五五	三七、二三七、八五五	

校 学 小	校 学	区 分	村 名
職 員 数	学 校 数	学 校 数	三 内 村
二	七	三	川 上 村
元	四	二	計
五	四	五	

校 學 中			校 學 小		
數 徒 生	職 學 學		數 童 兒		
	員 級 校				
計 女 男	數 數 數		計 女 男		
一五四 一六二 三六	一 六 〇		二七四 二六一 五三五		
二二三 二三〇 四五三	二 一 九		四三九 四八一 九二〇		
三七七 三九二 七六九	三 一八 二九		七二三 七四二 一、四四五		

村名	区分		道 路 (杆)	橋 梁 (箇所)	備考
	国道	県道			
三内村	九	二〇	計	三八	
川上村	七	四	計	一一	
計	一六	二四	計	二九	二〇八

村名	区分	
	乗用車	自動車
三内村	三	一
川上村	三	三
計	二七	七〇〇

九、職員数

区分	村名	三内村		川上村		計	
		吏員	其他	吏員	其他	吏員	其他
町村長事務部局		二	二	三	一五	二三	五
議会事務部局		一	一	一	二	二	二
選挙管理委員会							
事務部局							
教育委員会		二	二	二	四	四	四
農務部局		二	二	二	四	四	四
医務部局		一	一			一	一
看護婦			二			二	二
学校事務職員				一	一	一	一
学校小使		七	九	六	二四	一五	五〇
計		二	二	三	一五	二三	五

八、滑川及び明河の一部編入

滑川部落は、古来地理的条件によって、温泉郡旧三内村、旧川上村との交流が深く、住民の親戚関係も多く、その人情、風俗習慣、生活及び経済等に密接な関係があるので、滑川部落民は町村合併促進法の施行せられるに及んで

滑川分村委員会を組織し、部落全員署名の下に、温泉郡川内村に滑川地区編入合併をせんと、旧桜樹村及び中川村、川内村にそれぞれ要望した。

かくて昭和三十一年に到って、周桑郡丹原町、同田野村、同中川村の三ヶ村を合併して、新丹原町とする機運が熟したため、中川村及び県の関係筋より、滑川部落を川内村が受入を為すようにとの要望あり、川内村としても数回に亘って村議会で協議検討の末八月七日、滑川地区編入合併を決議した。

かくて昭和三十一年九月一日をもって、周桑郡中川村大字滑川、大字明河中の字九騎、海上、塩嶽の区域が編入合併川内町となった。

九、川内町の発足

昭和三十年四月二十五日、新川内村が誕生するに当り、三内、川上両村合併促進委員会、新団体を村とすべきか、町とすべきかについて、研究課題となったのであるが、川内村はその面積に於ても、人口に於ても、町制を施くによく、旧川上村に於ては、古来讃岐街道の宿駅として、人馬の交通繁く、商工業家軒を並べ、繁華なる町並を呈して、

町制実施の資格が充分である。時に新庁舎の建築も成り、地方自治行政に飛躍進展せんには、滑川部落の合併をみた此の際、町制実施に踏切り、昭和三十一年九月一日をもつて町制実施、ここに新川内町として、将来の建設計画を樹て、大川内町理想実現のため発足した。